

知多市広告付き市内案内板取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、知多市広告掲載要綱（平成21年知多市告示第8号。以下「要綱」という。）及び知多市広告掲載審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、知多市広告付き市内案内板（以下「市内案内板」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市内案内板 知多市内を案内する地図が掲載された案内板をいう。
- （2）広告 市内案内板に掲載する広告をいう。
- （3）広告主 広告により、自らの商品、サービス、事業等を宣伝する者をいう。
- （4）広告取扱代理店 市内案内板に広告を設置し、広告主の募集、広告の掲載並びに市内案内板の設置、管理及び撤去を行う者をいう。

（市内案内板の設置場所等）

第3条 市内案内板の設置場所及び規格は、設置事業者の募集に際し、市長が行う一般競争入札の公告において定めるものとする。

第4条 削除

（市内案内板の設置期間）

第5条 市内案内板の設置期間は、4年間とする。

（広告取扱代理店の募集）

第6条 市内案内板を取り扱う広告取扱代理店の募集方法等は、知多市広告付き市内案内板貸付事業者募集要項で定めるものとする。

- 2 市内案内板の入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格申込書（第1号様式）に誓約書（第2号様式）等必要書類を添えて（以下「申込書等」という。）、市長が指定する期間内に提出するものとする。
- 3 代理人により入札を行う場合は、申込書等に委任状（第3号様式）を添付して

提出するものとする。

（広告取扱代理店の決定）

第7条 市長は、申込書等を受けたときは、内容を審査し、一般競争入札参加資格審査結果通知書（第4号様式）により審査結果を通知する。入札参加資格を有する者で入札を行い、落札者を広告取扱代理店として決定する。

2 前項の入札において最高入札価格が同価の場合は、抽選により落札者を決定するものとする。

3 市長は、申込書等を審査した場合において、必要があると認めるときは、一般競争入札参加申込者に修正を求めることができる。

（行政財産の貸付料）

第8条 行政財産の貸付料（以下「貸付料」という。）は、入札により落札決定された金額とする。

2 広告取扱代理店は、市長が指定する期日までに、当該年度分の貸付料を一括納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（契約の締結）

第9条 入札により広告取扱代理店が決定したときは、市長と広告取扱代理店は行政財産有償貸付契約書を締結する。

（広告掲載の基準）

第10条 広告は、要綱第3条及び審査基準第2条に定める基準を満たすものとし、公共性及び公益性を妨げないものとする。

（広告主の募集等）

第11条 広告取扱代理店は、広告主を募集し、知多市広告付き市内案内板広告掲載申請書（第5号様式）、同意書（第6号様式）及び広告原稿（以下「掲載申請書等」という。）を作成しなければならない。

2 広告取扱代理店は、市長が指定する日までに、掲載申請書等を提出しなければならない。

3 掲載申請書等の作成及び提出に要する経費は、広告取扱代理店又は広告主が負担するものとする。

4 市長は、広告原稿が前条に規定する基準を満たしていないときその他広告原稿の内容が不適当であると認めるときは、広告取扱代理店に対し、広告原稿の内容の補正を指示するものとする。

5 広告取扱代理店は、前項の規定による指示を受けたときは、広告主に対して広告原稿の内容を補正させ、市長が指定する日までに補正後の広告原稿を提出しなければならない。

(広告主の決定)

第12条 市長は、提出された掲載申請書等を第10条の規定により審査し、その結果を知多市広告付き市内案内板広告掲載通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(広告内容の変更)

第13条 広告取扱代理店は、広告掲載の期間中に広告内容の変更を行う場合は、知多市広告付き市内案内板広告変更申請書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項による申込書を受けたときは、第10条の規定により広告の内容を審査し、その結果を知多市広告付き市内案内板広告変更通知書（第9号様式）により広告取扱代理店に通知するものとする。

(市内案内板の設置及び広告掲載)

第14条 広告取扱代理店は、市長が指定する仕様及び日程で市内案内板を設置しなければならない。

2 市内案内板には、広告掲載に関する問い合わせ先及び有料広告である旨を表示しなければならない。

(広告取扱代理店の責任)

第15条 広告取扱代理店及び広告主は、市内案内板に掲載された当該広告についての一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱代理店及び広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告取扱代理店及び広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、各自の責任及び費用負担において解決しなければならない。

- 4 広告取扱代理店及び広告主は、第7条及び第12条の規定により決定を受けた市内案内板にかかる権利を譲渡してはならない。

(費用負担)

第16条 市内案内板設置費用、広告掲載費用、広告変更費用及び市内案内板撤去費用については、全て広告取扱代理店が負担するものとし、市長の指示する仕様に従って市内案内板設置、広告掲載、広告変更及び市内案内板撤去を行うものとする。

- 2 広告取扱代理店は、前項の作業を行おうとするときは、市の業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って行うものとする。

- 3 第1項の作業により、庁舎床面等を毀損し、又は破損したときは、広告取扱代理店が費用を負担して原状回復するものとする。

(市内案内板の修復)

第17条 天災その他不可抗力による場合を除き、市内案内板を設置した後に市の責に帰すべき事由により市内案内板が毀損し、又は破損したときは、市長が費用を負担して修復を行うものとする。

- 2 経年に起因する色あせ等の劣化については、市長が費用を負担する修復の対象とはしないものとする。

(貸付料の還付)

第18条 既に納付された貸付料は還付しないものとする。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 市内案内板の決定後から市内案内板設置までの期間中、広告取扱代理店の責に帰すべき事由によらず、市内案内板を設置することができなかったときは、既に納付された貸付料を全額還付する。

- (2) 市内案内板設置期間中に広告取扱代理店の責に帰すべき事由によらず、市内案内板の設置をすることができなくなった場合は、日数に応じて貸付料を還付する。

- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めたときは、貸付料の全部又は一部を還付することができる。

- 2 前項第2号及び第3号の規定による貸付料の還付において、1月に満たない日数分は日割りとし、算定した貸付料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 第1項の規定により還付する貸付料には、利子を付さない。
- 4 第1項の規定により貸付料の還付を受けようとする者は、知多市広告付き市内案内板行政財産の貸付料還付申請書（第10号様式）により市長に請求するものとする。
- 5 市長は、前項の申請書を受けたときは、内容を審査し、その結果を知多市広告付き市内案内板行政財産の貸付料還付通知書（第11号様式）により広告取扱代理店に通知するものとする。

（広告掲載の取消し）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の許可を取り消すことができる。

- (1) 広告取扱代理店が、第8条に規定する期日までに貸付料を納付しないとき。
- (2) 要綱第3条及び審査基準第2条の規定に抵触すると認めたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 前項の規定により広告掲載の許可を取り消したときは、市長は広告取扱代理店に対し、その賠償の責を負わない。また、納付済みの貸付料は還付しない。

（委任）

第20条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成24年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、現に広告の取扱い及び掲載について許可決定を受けている広告事業に係る規定については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年10月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年1月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に広告の取扱い及び掲載について許可決定を受けている広告事業に係る規定については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に決定を受けている市内案内板の取扱い及び広告掲載については、なお従前の例による。

第1号様式（第6条関係）

一般競争入札参加資格申込書

年 月 日

知多市長様

申込者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

代理人 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

年 月 日執行の知多市広告付き市内案内板取扱いに係る一般競争入札に参加したいので、下記のとおり関係書類を添えて入札参加を申し込みます。

記

1 添付書類

- (1) 直近の納税証明書
- (2) 会社の概要書（広告付き市内案内板設置事業の実績を含む。）
- (3) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又は個人事業主の身元証明書
- (4) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書
- (5) 誓約書
- (6) 委任状（代理人により入札する場合のみ。）
- (7) 使用印鑑届（実印以外の印鑑で入札する場合のみ。）
- (8) 設置を予定する広告付き市内案内板等のイメージ図

2 入札保証金納付の免除の希望の有無

有 ・ 無 （有の場合の理由）

第2号様式（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

知 多 市 長 様

申込者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

（ 代理人 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

年 月 日執行の知多市広告付き市内案内板取扱いに係る一般競争入札において、下記の事項を誓約します。

記

- 1 知多市広告付き市内案内板取扱いに係る一般競争入札についての公告（
年知多市公告第 号）に定める入札に参加する者に必要な資格等を全て満たしております。
- 2 入札及び契約事務に関する関係法令、規則、要綱、知多市広告掲載要綱、知多市広告掲載審査基準、知多市広告付き市内案内板取扱い要領、知多市広告付き市内案内板貸付事業者募集要項、入札者心得書、一般競争入札の入札説明書等の規定を遵守します。

第3号様式（第6条関係）

委 任 状

代理人 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

私は、上記の者を代理人と定め、 年 月 日執行の知多市広告付き市
内案内板取扱いに係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

知 多 市 長 様

委任者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

印

第4号様式（第7条関係）

一般競争入札参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

知多市長

年 月 日付けで申込みのあった、知多市広告付き市内案内板取扱いの一般競争入札に係る参加資格について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 公 告 日
- 2 入 札 名 称
- 3 入札参加資格の有無 有 ・ 無（無の理由 ）
- 4 入 札 保 証 金 免除する ・ 免除しない

備考

- 1 入札参加資格が「無」とされた場合は、年 月 日までに市長
に対して説明を求めることができます。説明を求める場合は、文書（様式任
意）を知多市役所総務課へ持参してください。
- 2 入札参加資格が有る方は、入札日当日に会場で必ずこの審査結果通知書（写
し可）を職員に提示してください。
- 3 開札の結果、予定価格を上回る入札のない場合で、入札参加者が再度の入札
を希望するときは、直ちに再入札（2回を限度とします。）を行います。この
場合において、入札保証金が不足する入札参加者については、再入札前に不足
分を追加納付していただきます。

第5号様式（第11条関係）

知多市広告付き市内案内板広告掲載申請書

年 月 日

知 多 市 長 様

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

知多市広告付き市内案内板について、次のとおり広告掲載を申し込みます。

掲 載 希 望 広 告 の 名 称			
掲 載 希 望 広 告 の 内 容			
掲 載 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
広 告 掲 載 希 望 者	所 在 地 (住 所)	〒	
	ふ り が な		
	商 号 又 は 名 称		
	ふ り が な		
	代 表 者 職 氏 名		
	担 当 者	部 署	
		ふ り が な	
		氏 名	
	連 絡 先	電話番号	
		FAX番号	
メールアドレス			
業 種			
添 付 書 類	1 広告掲載希望者の同意書 2 広告原稿		
遵 守 事 項	1 知多市の定める広告掲載に関する関係法令等の規定を遵守すること。 2 広告掲載希望者に市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がないこと。		
備 考			

第6号様式（第11条関係）

同 意 書

年 月 日

知 多 市 長 様

広告掲載希望者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

知多市広告付き市内案内板における申請時又は広告掲載期間中随時、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）の納付状況について、知多市が確認することに同意します。

また、広告掲載の不許可又は取消しを行った場合は、広告掲載申込者に対し、知多市が不許可、取消しの理由（市税等の滞納の有無を含む。）について通知することに同意します。

広告掲載に係る注意事項

- 1 知多市広告付き市内案内板に掲載する広告については、知多市広告掲載要綱、知多市広告掲載審査基準、知多市広告付き市内案内板取扱要領等の規定を遵守したものでなければなりません。
- 2 広告掲載希望者に市税等の滞納がある場合は、知多市広告掲載要綱に基づき、知多市広告付き市内案内板に広告を掲載することができません。
- 3 広告の掲載後に市税等の滞納が発生した場合又は滞納していることが確認できた場合は、広告の掲載許可を取り消します。

第7号様式（第12条関係）

知多市広告付き市内案内板広告掲載通知書

第 号
年 月 日

様

知多市長

年 月 日付けで申請のありました知多市広告付き市内案内板における掲載希望広告については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定区分 ☐ 掲載する

☐ 掲載しない

（掲載しない場合の理由）

2 広告掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 広告の名称

4 広告主の名称

5 広告掲載条件

知多市広告掲載要綱、知多市広告掲載審査基準、知多市広告付き市内案内板取扱要領等の規定を遵守してください。

6 その他

第8号様式（第13条関係）

知多市広告付き市内案内板広告変更申請書

年 月 日

知 多 市 長 様

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

知多市広告付き市内案内板に掲載した広告の内容を変更したいので、下記のとおり申請します。なお、申請に当たっては、知多市広告掲載要綱、知多市広告掲載審査基準、知多市広告付き市内案内板取扱要領等の規定を遵守します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 変更理由

3 変更希望日

年 月 日

4 変更後の広告内容

5 添付書類

広告原稿等

第9号様式（第13条関係）

知多市広告付き市内案内板広告変更通知書

第 号
年 月 日

様

知多市長

年 月 日付けで申請のありました掲載広告の変更については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定区分 ☐ 掲載する

☐ 掲載しない

（掲載しない場合の理由）

2 変更広告掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 広告主の名称

4 広告掲載条件

知多市広告掲載要綱、知多市広告掲載審査基準、知多市広告付き市内案内板取扱要領等の規定を遵守してください。

5 その他

第 10 号様式（第 18 条関係）

知多市広告付き市内案内板行政財産の貸付料還付申請書

年 月 日

知 多 市 長 様

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

次のとおり知多市広告付き市内案内板行政財産の貸付料の還付を申請します。

広告掲載期間	年 月 から 年 月 まで		
既 納 掲 載 料	円	還 付 申 請 額	円
申 請 理 由			
振 込 先	金融機関名	店名	預金種別
	口座番号	フリガナ 口座名義	

第 1 1 号様式（第 1 8 条関係）

知多市広告付き市内案内板行政財産の貸付料還付通知書

第 号

年 月 日

様

知多市長

年 月 日付けで申請のありました還付については、次のとおり決定しましたので通知します。

広告掲載期間	年 月から 年 月まで			
既 納 掲 載 料	円	還 付 申 請 額	円	
申 請 理 由				
還付金振込先	金融機関名		店名	種別
	口座番号	フリガナ 口座名義		
決 定 事 項	1 還付する。			
	2 還付しない。（理由 ）			
	既納掲載料	還 付 金 額	差引掲載料	還 付 予 定 日
	円	円	円	年 月 日